

陸上自衛隊貨物船舶輸送規則（昭和32年陸上自衛隊達第130-3号）の全部を改正する。

昭和35年1月26日

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

陸上自衛隊貨物船舶輸送規則

- 改正 昭和37年4月14日達第16-4号
- 改正 昭和40年2月23日達第122-54号
- 改正 昭和44年3月28日達第122-64号
- 改正 昭和44年12月27日達第122-69号
- 改正 昭和49年9月27日達第34-5号
- 改正 昭和50年2月24日達第16-4号
- 改正 昭和53年1月13日達第122-108号
- 改正 昭和54年3月14日達第122-111号
- 改正 昭和57年4月30日達第122-119号
- 改正 昭和58年3月8日達第122-121号
- 改正 昭和62年4月31日達第98-1-1号
- 改正 昭和63年4月8日達第122-126号
- 改正 平成元年2月10日達第122-127号
- 改正 平成15年4月18日達第98-1-2号
- 改正 平成18年7月26日達第122-211号
- 改正 平成19年1月9日達第122-215号
- 改正 平成20年3月18日達第98-1-3号
- 改正 平成21年2月3日達第122-230号
- 改正 平成21年7月31日達第122-235号
- 改正 平成30年3月26日達第98-1-4号
- 改正 令和5年3月27日達第98-1-5号

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 輸送（第10条—第28条）
- 第3章 輸送帳表（第29条—第36条）
- 第4章 事故の処理（第37条—第39条）
- 第5章 報告（第40条—第46条）
- 附則
- 別紙
  - 第1 船舶輸送請求表
  - 第2 船舶輸送概要計画表
  - 第3 船舶輸送計画表
  - 第4 役務検査調書
  - 第5 車両類及び火砲類の点検用紙及び使用要領

## 第6 検数表（記載例）

### 第6—2 検数表（TALLY SHEET）記載要領

## 第7 荷印の記載要領（例）

## 第8 船舶輸送表

## 第9 帳表類の処理要領

## 第10 船舶輸送貨物事故報告

# 第1章 総則

## （目的）

第1条 この規則は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）の船舶輸送に関する事項を定めることを目的とする。

## （適用範囲）

第2条 この規則は、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣、国際緊急援助活動、国際平和協力業務、訓練、演習、部隊等の配置替えに伴う移動、補給等において陸上自衛隊の行う物資等（以下「貨物」という。）の船舶輸送に適用する。ただし、部隊等とともに輸送する貨物の船舶輸送を除く。

2 出動時における船舶輸送及び供与品の受領に伴う船舶輸送は、別に定めるもののほか、この規則による。

3 船舶輸送に関し、この規則に定めてない事項は、船舶輸送に関する諸法令及び船舶輸送を行う機関等の諸規定による。

4 海上自衛隊の艦艇等を利用して貨物を輸送する場合は、海上自衛隊において定めるもののほか、この規則を準用する。

## （用語の定義）

第3条 この規則中次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「船舶輸送」とは、船舶（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社の航路の船舶を除く。）を利用して行う海上輸送及びこれに付随する両端の港湾運送等を総称する。
- (2) 「役務検査官」とは、陸上自衛隊会計事務規則（陸上自衛隊達第16—4号（50.2.4）。以下「会計規則」という。）別表第3により支出負担行為担当官又は契約担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）の補助者として契約履行の状況又は履行の適否の検査確認を行うものをいう。
- (3) 「貨物番号」とは、発送を担当する部隊等（以下「発送部隊」という。）、受領を担当する部隊等（以下「受領部隊」という。）、仕向港、陸揚港等を簡明に表わして輸送物件の掌握及び連絡等を便利にするために用いる記号及び番号をいう。
- (4) 「検数」とは、貨物の輸送に伴い輸送の責任が転移する際、渡す者と受け取る者との間で貨物の数量と損傷の有無、荷造の完全不完全等を点検することをいう。
- (5) 「荷印」とは、貨物を安全かつ確実に輸送するため容器又は包装等に表示する貨物の符号及び記号をいう。

## （業務担任区分）

第4条 船舶輸送業務計画処理の担任区分は、次のとおりとする。

- (1) 陸上幕僚長、陸上総隊司令官及び方面総監

陸上幕僚長（以下「幕僚長」という。）及び陸上総隊司令官（以下「司令官」という。）は、

本邦と外国との間の輸送及び2方面区以上にわたる輸送について、方面総監（以下「総監」という。）は、方面区内に所在する部隊等が行う方面区内の輸送について、それぞれ全般の計画を担任するものとし、次の業務を行う。

ア 船舶輸送請求（以下「輸送請求」という。）の受理及び輸送可否の判定

イ 船舶輸送概要計画（以下「概要計画」という。）の策定及び指令

ウ 輸送の計画を担当する部隊等の長（以下「計画担当部隊の長」という。）、船積を担当する部隊等の長（以下「船積担当部隊の長」という。）、陸揚を担当する部隊等の長（以下「陸揚担当部隊の長」という。）の指定

(2) 計画担当部隊の長

計画担当部隊の長は、前号による幕僚長及び司令官の担任する輸送は中央輸送隊長、総監の担任する輸送については総監自ら担当するか又はその指定する部隊等の長とし、主として次の業務を行う。

ア 幕僚長、司令官又は総監から示された概要計画に基づき船舶輸送計画（以下「輸送計画」という。）の策定

イ 輸送計画に基づく船舶輸送役務の調達

ウ 輸送計画の指令又は通報

エ 船舶動静のは握及びこれら関係部隊への連絡

オ 輸送事故の処理

(3) 発送部隊の長

発送部隊の長は、輸送の請求及び発送当時貨物のある場所から船積担当部隊の長に引き渡すまでの輸送を担任するものとし、次の業務を行う。

ア 船舶輸送請求表の作成提出

イ 貨物の梱包及び荷印（荷印の記載要領は別紙第7による。）

ウ 輸送計画及び船積担当部隊の長からの連絡に基づき、引渡場所までの輸送の実施計画の策定及び実施

エ 貨物の船積担当部隊の長への引渡し

(4) 船積担当部隊の長

船積担当部隊の長は、発送部隊の長から貨物を受領後陸揚港に到着までの輸送を担任するものとし、次の業務を行う。

ア 輸送計画に基づく船積計画又は業者への引渡し計画の策定

イ 発送部隊の長に対する貨物の持込み等に関する連絡、受領、保管及び船積又は業者への引渡しの実施

ウ 貨物の保管、局地輸送等のため必要とする役務の調達

エ 計画担当部隊の長からの指令又は依頼に基づく船舶輸送役務の検査

オ 出港情報の報告又は通報の提出

(5) 陸揚担当部隊の長

陸揚担当部隊の長は、陸揚港到着から受領部隊の長に引き渡すまでの輸送を担任するものとし、次の業務を行う。

ア 輸送計画、出港情報及び業者からの着荷通知に基づき業者の現場機関及び受領部隊の長と協議の上陸揚港における貨物の業者からの受領、保管、陸揚計画及び荷さばき計画の策定並びに実施

イ 受領部隊の長への引渡し

ウ 貨物の保管及び局地輸送等のため必要とする役務の調達

エ 計画担当部隊の長からの指令又は依頼に基づく船舶輸送役務の検査

オ 到着情報の報告又は通報の提出

(6) 受領部隊の長

受領部隊の長は、陸揚担当部隊の長から受領してから着地までの輸送を担当するものとし、次の業務を行う。

ア 陸揚担当部隊の長からの連絡に基づく貨物の受領

イ 受領以後の輸送計画の策定及び実施

(担当区分の変更)

第5条 輸送上特に必要ある場合、幕僚長は、前条第1号及び第2号にかかわらずその担任区分及び計画担当部隊の長を変更することができる。

(輸送責任の分界)

第6条 発送部隊の長と船積担当部隊の長との輸送責任の分界は、次の各号による。ただし、状況により相互に協定して変更することができる。

(1) 鉄道による場合は、船積港最寄り駅までとし貨車のり渡しとする。

(2) 自動車による場合は、船積担当部隊の長の指定する船積港付近の地点における自動車のり渡しとする。

第7条 陸揚担当部隊の長と受領部隊の長との輸送責任の分界は、次の各号による。ただし、状況により相互に協定して変更することができる。

(1) 鉄道による場合は、最終到着地最寄り駅までとし、貨車のり渡しとする。

(2) 自動車による場合は、陸揚担当部隊の長の指定する陸揚港付近の地点における自動車のり渡しとする。

(船積及び陸揚担当部隊の長の輸送上の責任)

第8条 船積担当部隊の長及び陸揚担当部隊の長は、それぞれ第4条の業務の担任区分に基づく輸送上の責任のみを負うものとし、物品管理及び補給上の責任は関係訓令及び達に規定するところにより、発送部隊の長及び受領部隊の長が負うものとする。

(貨物率領者を置く場合及びその業務)

第9条 貨物率領者を置く場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 本邦と外国との間において民間船舶により火器、誘導武器及び危険物等を輸送する場合で幕僚長が必要と認める場合

(2) 本邦と外国との間において民間船舶又は海上自衛隊艦艇により貨物を輸送する場合で、業者又は海上自衛隊から要請があり、陸上自衛隊から貨物率領者を置かなければ輸送が実施できない場合

(3) その他幕僚長が特に必要と認める場合

2 貨物率領者は、中央輸送隊長又は発送部隊等の長が指定するものとする。

3 貨物率領者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 輸送間の貨物の固定・縛着及び保管状態の確認

(2) 輸送間の貨物の機能維持のための保守・点検。ただし、契約上当該業務を業者が実施する場合を除く。

(3) 輸送間の貨物の取扱いに関する技術的助言

(4) 輸送状況等に関する報告・通報

(5) その他幕僚長が必要と認める事項

## 第2章 輸送

(輸送請求)

第10条 発送部隊の長が船舶輸送を行おうとするときは、船舶輸送請求表(別紙第1)3部(総

監担任の船舶輸送にあつては2部)を第4条第1号の担任区分に従い総監又は総監經由幕僚長又は司令官に提出するものとする。ただし、防衛大臣直轄部隊等の長が2方面区以上にわたって船舶輸送を行おうとするときは、直接幕僚長に提出するものとする。

(輸送請求の時期及び輸送請求表の訂正)

第11条 輸送請求は、おそくとも船積予定月日の35日(定期船を利用する場合は15日)以前までに提出しなければならない。提出時期までに輸送請求が確定しない場合にあってはその概要(概略の輸送数量、予定発着港、発送予定月日等)を連絡し、以後なるべく速やかに確定した輸送請求表を提出しなければならない。

2 輸送請求表を提出した後、その内容に変更を生じた時は、速やかにその旨を前条に掲げる部隊等の長に上申又は通報しなければならない。

(概要計画の確定)

第12条 幕僚長、司令官又は総監は、輸送請求に基づき船舶輸送の可否を判定して概要計画を決定し、発送部隊の長、受領部隊の長、船積担当部隊の長、陸揚担当部隊の長(以下「関係部隊の長」という。)及び計画担当部隊の長に指示する。概要計画は、船舶輸送概要計画表(別紙第2)を基準として示す。

(輸送計画の確定)

第13条 計画担当部隊の長は、幕僚長、司令官又は総監から示された概要計画に基づき、当該輸送が、定期船等一定の区間及び要領等についてあらかじめ締結された契約に従って行うことができる場合は、業者と船腹割当、重量物船積の可否等具体的に打合せを行い輸送計画を策定する。この際、要すれば事前に関係部隊の長と協議するものとする。

2 あらかじめ締結された契約がない場合は、計画担当部隊の長は関係部隊の長と協議の上輸送計画を策定する。

3 計画担当部隊の長が前各項の輸送計画策定に際し、関係部隊の長と輸送実施のための調整ができないか又は困難の場合は、希望条件を付して電話又は電報等により速やかに幕僚長、司令官又は総監に上申するものとする。

(運送契約の締結)

第14条 船舶輸送の契約は輸送計画に基づき、支出負担行為担当官等が締結するものとする。

2 前条第1項の輸送は前項によりあらかじめ締結された契約により業者に対して運送申込みを行う。

(輸送計画の指令又は通報)

第15条 計画担当部隊の長は、第13条第1項に該当する輸送は、業者が前条第2項による運送申込みを承認した後、第13条第2項に該当する輸送については、前条により契約が締結された後、船舶輸送計画表(別紙第3)(以下「輸送計画表」という。)により関係部隊の長に通報又は指令する。

(船積計画)

第16条 船積担当部隊の長は、計画担当部隊の長から示された輸送計画表に基づき船積港における処理を円滑にするため業者、関係官庁等の現場機関及び発送部隊の長と協議の上船積港における処理に関して船積計画を作成し、これを発送部隊の長に通報する。

第17条 削除

(船積)

第18条 船積担当部隊の長は、貨物を業者へ引き渡す際、品目、数量及び異状の有無を業者立会の上で点検し、第3章に定める帳表により引渡しの確実を期するものとする。

(陸揚)

第19条 陸揚担当部隊の長が業者から貨物の引渡しを受けるときは、船積担当部隊の長から第3

章に定めるところにより送付された帳表と照合し業者立会の上点検を実施し受領する。

2 船舶証券等の未着又は紛失等により貨物の引渡しを受けることができない場合は、業者の必要とする書類を提出して保証渡しを受けるものとする。この際、その処理を速やかにして倉庫保管料の支払の対象とならないように注意しなければならない。

(部外役務による両端の輸送)

第 20 条 発送場所から船積港まで又は陸揚港から貨物の最終到着地までの輸送は、なるべく自隊輸送とし、遠距離又は大量で自隊輸送力に不足をきたす場合、又は自隊輸送を不利とする場合及び技術的に取扱困難な場合その他やむを得ない場合は鉄道、自動車等の部外役務によることができる。

(役務検査官の指名)

第 21 条 船積及び陸揚担当部隊の長は、業者をして役務を実施させる場合に、役務検査官を指名し若しくは指名を取り消し、又は変更したときは、その都度速やかにその官職氏名を当該契約を行う支出負担行為担当官等に通報しなければならない。

2 支出負担行為担当官等は、前項の通報があった場合には指名された者を会計規則第 61 条に基づき自己の補助者として任命又は免ずるものとする。

(契約書等の送付)

第 22 条 支出負担行為担当官等は、契約書写、運送申込書写等検査に必要な書類をあらかじめ計画担当部隊の長が送付する輸送計画表とともに役務検査官に送付しなければならない。

(輸送表等の送付)

第 23 条 船積担当部隊の長は、陸揚担当部隊の長が契約の履行を確認するために必要な書類(輸送表、船荷証券等)を努めて当該船舶が陸揚港に入港するまでに送付しなければならない。

(役務検査官の任務)

第 24 条 役務検査官は、業者の契約の履行が契約書及び運送申込書どおりに実施されているかどうかについて検査確認するものとし、契約書及び運送申込書に具体的に明文のない事項は当該検査の範囲外とする。

2 支出負担行為担当官等から特に指示されたときは、その範囲内で検査を実施する。

第 25 条 役務検査官は、検査の実施中役務の履行が契約書及び運送申込書と相違するか又は疑義のあるときは、直接業者に変更方を指示することなく速やかに支出負担行為担当官等に連絡して指示を受けなければならない。

(役務完了調書又は役務検査調書の作成)

第 26 条 役務検査官が契約者の役務の履行が契約の本旨に従い正当であると認めるときは、陸揚時における役務検査官は役務完了調書を、また、船積時における役務検査官は中間検査として役務検査調書(別紙第 4)を作成し、第 33 条の規定により処理するものとする。

2 役務完了調書又は役務検査調書作成に当たり納期遅延等契約条項に相違している場合は、その内容を当該役務完了調書又は役務検査調書に記入するものとする。

(検数)

第 27 条 検数を実施する時期は、通常次のとおりとする。

区分	発送部隊の 発送時	船積担当部 隊の受領時	業者への引 渡し時	業者からの 引取り時	受領部隊へ の発送時	受領部隊の 受領時
トラック 輸送	トラックに 積み込む時	指定された 場所でトラ ックから取 り卸す時	指定された 場所で引渡 す時	指定された 場所で引き 取る時	トラックに 積み込む時	トラックか ら取り卸す 時
鉄 道 輸 送 (車扱)	積込駅で貨 車に積み込 む時	取卸駅で貨 車から取り 卸す時			積込駅で貨 車に積み込 む時	取卸駅で貨 車から取り 卸す時
鉄 道 輸 送 (小口扱)	積込駅で鉄 道側に引き 渡す時	取卸駅で鉄 道側から受 領する時			積込駅で鉄 道側に引き 渡す時	取卸駅で鉄 道側から受 領する時
実施部隊	発送部隊	船積担当部隊		陸揚担当部隊		発送部隊

2 輸送責任が同一部隊内で転移する場合においても検数を行わなければならない。

第 28 条 検数を行うときは、車両類及び火砲類は別紙第 5 に掲げる点検用紙を使用し、その他のものは検数表（別紙第 6）を使用するものとする。

### 第 3 章 輸送帳表

(授受の帳表)

第 29 条 業者との授受を明確にするため輸送計画番号別の一本船ごとに別紙第 8 の船舶輸送表（業者が港湾運送業者等で海上運送及び港湾運送等を一貫して業者で輸送する場合）又は業者の発行する船荷証券若しくは運送証（以下「船荷証券等」という。）（業者が海上運送業者で海上運送のみか又は付帯した港湾運送等を一貫して一業者で輸送する場合）を使用する。

(輸送表)

第 30 条 輸送表（4 片 1 組）は、船積担当部隊の長において調製し、業者、陸揚担当部隊の長と逐次それぞれの欄に記入押印する。

(船荷証券等)

第 31 条 船荷証券等は、船積担当部隊の長が貨物の引渡し後業者から 3 部の交付を受けて陸揚担当部隊の長に送付する。この際、写 1 部を業者から計画担当部隊の長に送付させる。

(業者が作成する点検表又は検数表)

第 32 条 輸送表 B、C 片（各 1 部）及び船荷証券等（正及び船長托送の写各 1 部）には業者が作成した授受時の「車両類又は火砲類の点検表」又は「検数表」を添付するものとする。要すれば作業の各区分ごと（積み込まれ又は取り卸されるごと）における「検数表」及び「日計表」を業者から提出させ授受の正確を期さなければならない。

2 業者の作成する点検表及び検数表の様式は、適宜のものを使用させるが第 28 条に準じ必要事項を具備させるものとする。

(役務完了調書及び役務検査調書)

第 33 条 役務検査官が第 26 条の規定により作成する役務完了調書（4 部）は、次に掲げる箇所に送付する。

- (1) 計画担当部隊の長
- (2) 支出負担行為担当官等（2 部）（業者経由）
- (3) 陸揚担当部隊の長（控）

2 役務検査官が第 26 条の規定により作成する役務検査調書（3 部）は、次に掲げる箇所に送付する。

- (1) 計画担当部隊の長
- (2) 支出負担行為担当官等
- (3) 船積担当部隊の長（控）

3 役務完了調書は、役務の完了を確認した日から 10 日以内に発行しなければならない。

（部隊相互間の授受）

第 34 条 発送部隊の長と船積担当部隊の長又は陸揚担当部隊の長と受領部隊の長との授受は第 28 条の「車両類又は火砲類の点検表」又は「検数表」によって実施するものとする。

第 35 条 この規則に使用する書類の処理要領は、別紙第 9 のとおりとする。

第 36 条 削除

第 4 章 事故の処理

（貨物事故の処理区分）

第 37 条 輸送間に発生した事故その他の事件は、第 4 条の業務担任区分により関係部隊の長において処置を講ずる。

（事故証明書の受領）

第 38 条 業者に引き渡した貨車が、業者側の責任に帰する事由によって損害を被った場合は、前条の区分により船積又は陸揚担当部隊の長において業者の確認を受け、その発行にかかる事故証明書を受領しなければならない。

2 貨物事故の報告は、第 42 条に定めるところによる。

（損害賠償の請求）

第 39 条 貨物事故の賠償は、第 42 条により提出を受けた報告書に基づき支出負担行為担当官等が業者に請求する。

2 損害賠償請求に関し、この規則に定めのない事項は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第 16—1 号）（46. 2. 25）に定めるところによる。

3 賠償の請求権は商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）第 585 条により 1 年以内を原則とすることから速やかな手続きを行わなければならない。

第 5 章 報告

（出港報告）

第 40 条 船積担当部隊の長は、本船出港後速やかに電話又は電報で次の各号に掲げるところにより報告又は通報しなければならない。

- (1) 報告及び通報先
  - ア 計画担当部隊の長
  - イ 陸揚担当部隊の長
- (2) 報告事項
  - ア 輸送計画番号
  - イ 船名及び出港日時
  - ウ 陸揚港入港予定日時
  - エ とう載品目、数量、重量、容積
  - オ 特種貨物
  - カ その他必要事項

(到着報告)

第 41 条 陸揚担当部隊の長は、業者から受領後速やかに電話又は電報で次の各号に掲げるところにより報告又は通報しなければならない。

- (1) 報告及び通報先
  - ア 計画担当部隊の長
  - イ 船積担当部隊の長
  - ウ 受領部隊の長
- (2) 報告事項
  - ア 輸送計画番号
  - イ 船名及び入港日時
  - ウ 受領品目、数量等
  - エ その他必要事項

(貨物事故報告)

第 42 条 貨物等に事故のあった場合は、事故報告に関する達（陸上自衛隊達第 121—2 号）により報告するほか、業者側の責任に帰する事故は、船積又は陸揚担当部隊の長において事故発生の都度別紙第 10 の貨物事故報告書 2 部に第 38 条に規定する事故証明書を付して計画担当部隊の長へ提出する。

2 計画担当部隊の長は、前項により提出を受けた書類を支出負担行為担当官等に送付する。

(船積及び陸揚報告)

第 43 条 船積及び陸揚担当部隊の長は、第 13 条第 2 項の輸送は、次の各号に掲げるところにより業者から資料を提出させ所要の報告を作成し、その 2 部を速やかに計画担当部隊の長に提出しなければならない。

- (1) 船積担当部隊の長
  - ア 発地状況報告……業者の受領状況及び陸送状況
  - イ 船積状況報告……艀積込、艀回漕及び本船船積状況（ストウェーじプラン及び作業人員表を付すること。）
  - ウ 船舶輸送状況報告……天候、気象を付記する。
- (2) 陸揚担当部隊の長
  - 船舶陸揚状況報告……陸揚諸作業の状況及び荷さばき（陸揚港からの輸送方法）の状況（作業人員表を付すること。）

第 44 条 削除

(役務検査指名報告)

第 45 条 船積及び陸揚担当部隊の長は、第 21 条により指名又は変更した役務検査官の指名表 2 部を順序を経て速やかに計画担当部隊の長に提出しなければならない。

(帳票等の保存期間)

第 46 条 役務検査調書、船舶輸送表、車両類及び火砲類の点検用紙及び船舶会社から受領する各種証票類の保存期間は、別に示すもののほか 3 年とする。

2 その他の輸送帳票類 1 年

附 則

1 この達は、昭和 35 年 1 月 26 日から施行し、昭和 35 年 1 月 14 日から適用する。

附 則（昭和 37 年 4 月 14 日陸上自衛隊達第 16—4 号抄）

1 この達は、昭和 37 年 4 月 14 日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 40 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122—54 号）

この達は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 122—64 号）

この達は、昭和 44 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 122—69 号）

1 この達は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。（ただし書略）

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 49 年 9 月 27 日陸上自衛隊達第 34—5 号抄）

1 この達は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 2 月 24 日陸上自衛隊達第 16—4 号抄）

1 この達は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、既に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 14 日陸上自衛隊達第 122—111 号）

1 この達は、昭和 54 年 3 月 14 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 58 年 3 月 8 日陸上自衛隊達第 122—121 号）

この達は、昭和 58 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 98—1—1 号）

この達は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 15 年 4 月 18 日陸上自衛隊達第 98—1—2 号）

この達は、平成 15 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 18 日陸上自衛隊達第 98—1—3 号）

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122—235 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 98－1－4 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 98－1－5 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

請求 No.

年 月 日

船 舶 輸 送 請 求 書

部隊長名

受領 部の 隊長	貨物 番号	数量	荷姿	品名	単位（最大）		合計		仕 向 港	発 送 可 能 日	発 送 方 法	貨 物 所 在 地	摘 要
					重量	容積	重量	容積					
					(kg)	(m <sup>3</sup> )	(kg)	(m <sup>3</sup> )					
記事													

寸法：日本工業規格A4

No. _____												
<u>船舶輸送概要計画表</u>												
												陸上幕僚長
貨物番号	品名	数量	輸送区間		計画担当部隊の長	発送部隊の長	船積担当部隊の長	陸揚担当部隊の長	受領部の長	発送部の引渡時期	納期	備考
			発地	着地								
輸送を実施するについて特に指示する事項												

船舶輸送計画表

年 月 日

計画担当部隊の長名

輸送計画番号	貨物番号	品名	荷姿	数量	輸送区間				発送部隊の長	船積担当部隊の長	陸揚担当部隊の長	受領部隊の長	輸送完了時期	業者名	備考
					発地	引渡場所	引取場所	着地							

契約上特に必要な事項、その他

記載要領

輸送計画番号は第13条第1項に該当する輸送については1船ごと、その他に該当する輸送については1件ごと、下記の記号を冠した暦年度ごとの一連番号を付けるものとする。

- 1 中央輸送隊長が計画するものにあつては「中輸船第 号」
- 2 幕僚長、北部方面総監及び補給統制本部長が行う場合は前項の記号中「中輸」の代わりにそれぞれ「陸」、「北」及び「補統」等と記入する。

## 役務検査調書

年 月 日			
調書番号 _____			
検査官 所属階級 氏名			
検査内容			
輸送計画番号			支出負担行為 担当者等
業者名			
貨物番号	輸送品名	数量	備考
輸送区間	引渡場所（又は船積港）		引渡場所（又は陸揚港）
船積担当 部隊の長			陸揚担当 部隊の長
役務遂行期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
検査 所見			

寸法：日本工業規格A4

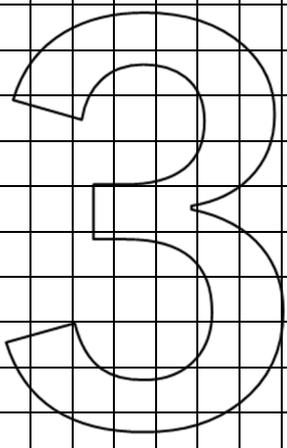
## (注意)

- 1 この調書は、運送契約（中央一括役務契約を除く。）の中間検査の場合に使用するものとする。
- 2 輸送品名数量は輸送計画表の種類、区分を明記するものとする。
- 3 検査官は3部作成し、1部を支出負担行為担当官等に、1部を計画担当部隊の長に送付する。



検数表 ( 記載例 )

TALLY SHEET

BERTH 小樽港湾		一連番号 SERIAL 1													
船名 S/S 高雄山丸 VESSEL		ハッチナンバー HATCH No.	ページ PAGE 1												
輸送手段又は上屋 CARRIER OR WHSE トム 305689		封印番号 SEAL No.	日付 DATE 35. 1. 14												
作業命令番号 WORK ORDER No. 中輸第1号		B/L ナンバー B/L No.	時間 TIME 09:00-10.00												
荷受人 CONSIGNEE 島松 北海道補給処長															
<input checked="" type="checkbox"/> 内国貨物 <input type="checkbox"/> ハッチ <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 損傷 <input checked="" type="checkbox"/> 上屋 <input type="checkbox"/> 出国貨物 <input checked="" type="checkbox"/> IN BOUND <input type="checkbox"/> HATCH <input type="checkbox"/> PILFFRED <input type="checkbox"/> DAMAGED <input checked="" type="checkbox"/> WHSE <input type="checkbox"/> OUT BOUND															
品目及び数量 MARKS AND NOS	荷姿 TYPE OF PKG	内容説明及び数量 DESCRIPTION AND TALLY										合計 TOTAL	重量 WEIGHT	容積 CUBE	摘要 EXCEPTIONS
	BX	(発電気) ○ WT 400 CU 25													
OT-E-SE-KKG1	#	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	= 10			
	#	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	= 10			
	#	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	= 10			
												計 30	12,000	750	
															
上記のとおり相違ない。															
係幹部又は操縦手の署名 SIGNATURE OF CHIFF OFFICER OR DRIVER					部隊 タリーナンバー PORT TALLY NUMBER					検数員の署名 SIGNATURE CARGO CHECKER 河本太郎					

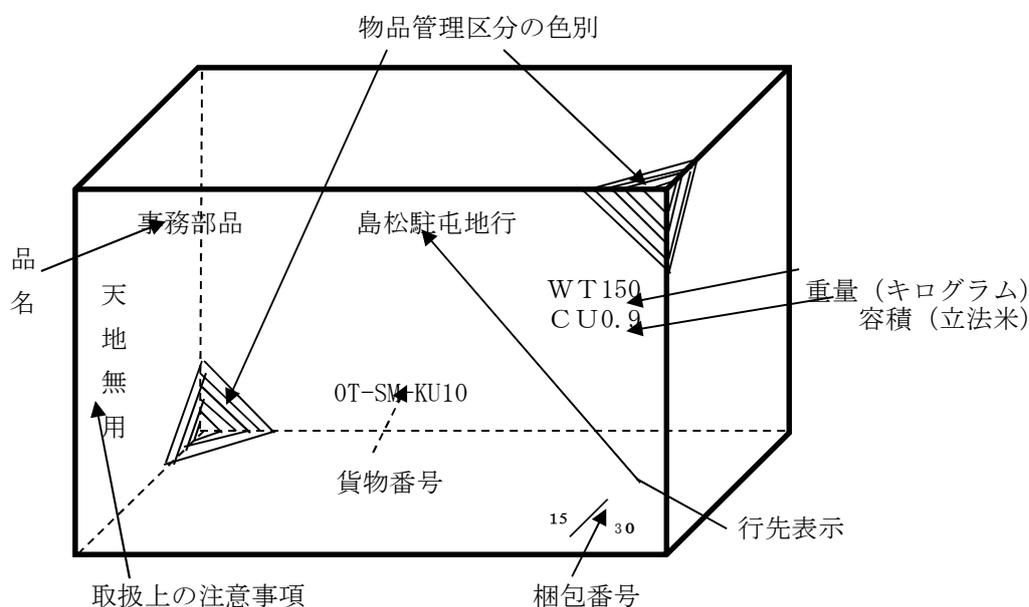
注 様式は No 1 ~ No 4 片 1 組とし、第 1 片白色・第 2 片桃色・第 3 片黄色・第 4 片青色の色分けを行い、なお、各片の中央に番号を記入する。

## 検数表 (TALLY SHEET) 記載要領

	項目	記載事項	記入欄	
			発送部隊の長	陸揚担当部隊の長
1	バース BERTH	検数を実施した場所	関東補給処○○倉庫又は古河駅等	小樽(釧路)倉庫等
2	船名 VESSEL	発送する部隊名又は搭載してきた船名	関東補給処	十勝山丸
3	輸送手段又は上屋 CARRIER OR WHSE	到着地までの輸送手段 1 トラックの場合……車両番号 2 車扱 # ……貨車番号 3 小口 # ……小口扱と記入 (要すれば通知書番号を記入)	(トラックの場合) 関東処 23-1234	(貨車の場合) ワム 5078
4	作業命令番号 WORK ORDER NO.	輸送計画番号 中輸船第 号	中輸船第 1 号	中輸船第 1 号
5	荷受人 CONSIGNEE	受領部隊の長名	中央輸送隊長	北部方面総監
6	一連番号 SERIAL	各輸送計画番号別に一連の番号を付する。 例 12 台のトラックで発送する場合は No. 1~No. 12 とする。	(第 1 番目のトラックの場合) 1	(第 4 番目の貨車の場合) 4
7	ページ PAGE	一輸送単位にタリシートが 2 枚以上になる場合は各ページを記入する。 1 枚で終る場合は 1 とする。	(トラック 1 台にタリシート 2 枚を使った場合) 第 1 枚目 1 第 2 # 2	(貨車一両にタリシート 4 枚を使った場合) 第 1 枚目 1 第 2 枚目 2 第 3 # 3 第 4 # 4
8	日付 DATE	検数を行った日付	35. 1. 17	35. 1. 18
9	時間 TIME	タリシート各ページの開始から終了までの時間を記入し、もし作業が途中で中止される場合は新しくタリシートを使用する。	(トラック 1 台にタリシート 2 枚で第 1 枚目 0900~1000 第 2 枚目が 1000~1100 に作業された場合) 第 1 枚目 0900~1000 第 2 枚目 1000~1100	左に同じ
10	内国貨物 ハッチ等	作業の形態を記入する。	この場合は内国向けの及び上屋の <input type="checkbox"/> の中にチェックする。  内国貨物 <input checked="" type="checkbox"/> 上屋 <input checked="" type="checkbox"/>	左に同じ
11	品目及び数量 MARKS AND NOS	貨物番号を記入	OT-SM-KUI	KR-KR-KKGI
12	荷姿	貨物の梱包の荷姿を記入	木箱の場合…BX	左に同じ
13	内容証明及び数量 DESCRIPTION AND TALLY	貨物の品名、相当りの重量、容積を記入しその下の欄からその貨物の梱包 No. を記入する。	(記載例参照)	(記載例参照)
14	合計 TOTAL	各貨物の数量を計算し記入する。	(記載例参照)	(記載例参照)
15	重量及び容積 WEIGHT CUBE	重量=キログラム 容積=立方m	(記載例参照)	(記載例参照)
16	摘要 EXCEPTIONS	損傷等必要事項を記入する。		
17	係幹部又は操縦手の署名	鉄道輸送の場合は係幹部自動車輸送の場合は操縦手のサイン	士長 甲野 太郎	発送責任 幹部
18	部隊のタリナンバー	タリシートの発行一連番号		
19	検数員の署名	検数を実施した者がサインする。	2曹 河本 三郎	士長 山川 四郎
20	封印番号	車扱で封印した場合の封印の番号		

## 荷役の記載要領（例）

- 1 貨物番号  
第15条の輸送計画表に記載されたものによる。
- 2 物品管理区分別の外装の色別  
陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71-5号）（19.1.9）別冊第2別冊第1に定める補給カタログ表紙の色による。
- 3 品名  
輸送計画表に示された品名
- 4 重量、容積  
（1）重量……1個の重量でキログラム単位（小数点第2位を四捨五入）で記入する。  
（2）容積……1個の容積で立法米（小数点第2位を四捨五入）で記入する。
- 5 梱包番号  
行先別品目ごとに次の例により記入する。  
1品目10梱包ならば $1/10 \sim 10/10$
- 6 梱包取扱上の注意事項  
「天地無用」、「打鉤無用」、「濡れ注意」等の記号を付する。
- 7 行先表示  
「〇〇駐屯地行」と記入する。
- 8 記載例



- （1）この記載例は、新たに梱包を実施した場合等の記載例を示したものであり米軍供与、業者納入品等でこの要領によることができないものについては板片又は紙、荷札等により適宜表示するものとする。
- （2）外装上に標記できないものは板片又は紙、荷札等により明りょうに記入し脱落しないように確実に釘付又は針金等で結着する。

A B C D片をも同一様式とする

A片 船舶輸送表				輸送計画 番号		船積担当 部隊の長		陸揚担当 部隊の長					
I 発送状況								II 受領状況					
貨物番号	品名	荷姿	梱数	1 梱当 り数量	全数量	単位 重量	全重量	単位 容積	受領月日及び受領梱数、数量				合計
	計												
引渡月日		引渡場所							受領 月日			受領場所	
摘要									摘要				
上記のとおり引き渡した。 上記のとおり引き受けた。								船積担当部隊責任者 運送業者責任者		上記のとおり相違ない。 陸揚担当部隊責任者 運送業者責任者			
III 海上輸送状況 (業者記入)	船積港及び場所		出帆日時	陸揚港入港日時		本船名		上記のとおり異状なく船積した。					
								船長(1等航海士) 署名					
	輸送中の事故及び記事 要点(事故の概要、日時、場所)のみ記入して細部は別紙とする。												

寸法：日本工業規格A4

- 記載要領
- I 発送状況は船積担当部隊において記入する。
  - II 受領状況は陸揚担当部隊において記入する。
  - III 海上輸送状況は業者においてそれぞれ記入する。
  - 輸送物件の種類により品名、荷姿、数量等の欄を適宜変更

帳表類の処理要領											
	計画担当部長	発送部長	船積担当部長	業者		陸揚担当部長	受領部長	本文条項	様式	備考	
				発地	着地						
対業者	輸送表							第4条 第30条	別紙第8		
	船荷証券等							第31条			
	点検表 (業者作成分)								第32条		要すれば作業の各区分ごと（積込まれ又は取卸されること）における「点検表」又は「点検表」及び日計表を輸送表C片又はB/L（写）に逐次加算する。
	役務完了調書								第33条 第1項		
	役務検査調書								第33条 第2項	別紙第4	
部隊相互	点検表 流れ							第28条 第34条	別紙第5 別紙第6	陸揚担当部隊と受領部隊間の点検表の処理方法 1. 2片を陸揚担当部隊の控とし、3、4片を受領部隊に送付する。 送付の方法については発送部隊と船積担当部隊間の方法に準じ、なお、控2片は運送業者に交付するか又は必要な箇所に適宜送付して貨物の授受を明確にする等業務処理のために使用するものとする。	
	取扱要領	<p>発送部隊と船積担当部隊間の点検表の処理方法</p> <p>1 貨物をトラック輸送した場合</p> <p>(1) 2、3、4片をトラック操縦手が携行し船積担当部隊担当官に提出</p> <p>(2) 4片に受領署名し携行、保管する。</p> <p>2 貨物を鉄道輸送した場合</p> <p>輸送表等の処理時の手続取扱については陸上自衛隊鉄道輸送規則（陸上自衛隊漕98-6-12）（13.3.12）によるものとする</p>		<p>る。ただし、船舶輸送の特性上発送状況及び受領状況を早期に把握するため次により行うものとする。</p> <p>(1) 車扱</p> <p>イ 取卸のため開扉した際に最も目につきやすい場所に所定の封筒に2、3片を計入して適宜に取付等により送付する。</p> <p>ロ 4片はすみやかに船積担当部隊に郵送</p>		<p>し船積担当部隊にて貨物受領後署名し返送する。</p> <p>(2) 小口扱</p> <p>イ 2、3、4片を速やかに郵送</p> <p>ロ 船積担当部隊は受領後4片裏面に所要の記入をし返送</p> <p>3 事故記入</p> <p>発送間の損傷等においては発送部隊において記入され、貨物輸送途中の損傷等について</p>		<p>船積担当部隊において4片の摘要欄に損傷等の程度を記入する。</p>			

船舶輸送 貨物事故報告							年 月 日	
							部隊長名	
事故種別	輸送計画番号	発送の部長	受領の部長	貨物番号	品名	到着総数量に対する事故貨物の割合	記事	

寸法：日本工業規格A4

- 備考：1 1件ごとに計上のこと。
- 2 事故種別とは不着、汚損、濡損、焼損、減量、不足、変質、外装破損等をいう。
- 3 この報告は、将来の対策樹立上必要であるから漏れなく計上すること。
- 4 事故の詳細については別紙とする。